



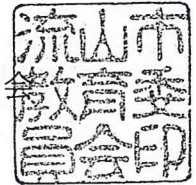
流教生第 203 号

平成 29 年 8 月 2 日

流山市生涯学習審議会

会長 辻野 吉勝 様

流山市教育委員



(仮称) 流山おおたかの森ホールの利用料金について
(諮問)

流山市生涯学習審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問します。

記

1 諮問内容

流山おおたかの森駅の北口に建設している(仮称)流山おおたかの森ホールについて、別紙「(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金(案)」に基づき、施設利用料金(案)についての答申を求めるものです。

2 諮問理由

流山おおたかの森駅の北口に建設している(仮称)流山おおたかの森ホールについては、流山おおたかの森北口駅前の約 1 ヘクタールの市有地に音響に配慮した多目的ホールを中心に建設されるものです。

市民の新たなホールの整備を望む声に応えたものでありますが、新たな施設は本市にはじめて建設される多目的なホールであることから、その利用料金について、公平な受益者負担の原則に基づき設定することを望むものです。

このため、同ホールの利用料金について、貴審議会の意見を求めるとともに、施設利用料金(案)についての答申を求めるものです。